

山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書

山村における経済力の培養と住民の福祉向上、地域格差の是正と国民経済発展に寄与することを目的に1965年に制定された山村振興法に基づき、国による山村への政策支援が行われ、山村地域は国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化防止等、多面的・公共的な役割を果たしてきました。

しかし、山村地域は、農林業の低迷や就業機会の減少、過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能の低下などにより、依然として厳しい環境が続いています。こうした中で、山村振興法の期限を2015年3月末に迎えますが、山村地域の現状と果たす役割の重要性を踏まえ、地域振興・地域林業の確立に向け、国は同法を延長し、万全の対策を講じる必要があります。

また、地球温暖化防止森林吸収源対策に係る安定的な財源の確保や、森林施業の集約化促進に対するさらなる支援策の実施などにより、森林・林業基本計画の推進を図ることも欠かせません。

よって、下記の事項について要望します。

記

- 1、山村振興法の延長及び内容の拡充を図ること。延長に当たっては、都市と山村の格差是正を主眼とした対策に加え、山村地域が果たす多面的機能の発揮に係る国としての責務を明確にすること。また、山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と定住の促進を盛り込み、その達成に必要な施策を講じること。
- 2、森林・林業基本計画に基づく森林・林業の再生と整備、森林の多面的機能の持続発揮に向け、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な財源確保に努めること。また、森林情報の収集や境界確認、合意形成、路網整備、不在村者対策を初めとする集約化施業の促進に対するさらなる支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日

水 俣 市 議 会

40人学級再開検討に反対する意見書

財務省は、10月27日の財政制度等審議会（会長・吉川洋東京大学大学院教授）で、公立の小学校1年生で導入されている35人学級を、従来の40人学級に戻すよう求める方針を提示しました。

35人学級は、中央教育審議会（中教審）が少人数学級化の方向を提言したのを受けて、2011年度から、小学1年、2年で順次実現してきたものであります。これに対して財務省は、2012年度はむしろ小学校のいじめや暴力行為に占める1年生の割合が増加しており、2013年度全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果についても平均正答率は悪化するなど、明確な効果があったとは認められないとして、40人に戻すよう求めました。40人学級に戻した場合には、教職員数を4,000人減らすことができ、約86億円の財政削減効果があるとしています。

しかし、全国学力テストは、毎年の出題レベルが一定ではなく、単純に比較することには意味がありません。また、いじめの件数は、発生件数ではなく学校がどれだけ認知したかの認知件数であり、いじめ自殺事件の社会問題化を受けて丁寧な把握が行われた結果、認知件数が増加したとも考えられます。そもそも、わずか数年のデータで傾向を導き出すのは余りに乱暴であります。

義務教育の始まりである小学校低学年は、特にきめ細やかな手当が必要な時期であります。教育上の配慮としても、中教審の方向性に照らしても、学級規模を膨らませることはあり得ません。そもそも、日本の公立学校の学級規模は国際的に見ても大きすぎ、35人以下学級をほかの学年にも広げていくことこそ求められています。我が国のGDP（国内総生産）に占める公的教育費の割合は加盟国中最低であり、政府は、教育予算の引き上げに取り組むとともに、教職員の能力と資質の向上に対する施策を進めることです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日

水 俣 市 議 会